

## 松江南高校魅力化コンソーシアム設置規約

### (名 称)

第1条 本コンソーシアムの名称を「松江南高校魅力化コンソーシアム」とする。(以下「コンソーシアム」という。)

### (目 的)

第2条 多様な関係者と高校が協働体制を構築し、松江南高校スーパーサイエンスハイスクール(S S H)事業を核とした教育の魅力化・特色化を推進する。

### (事 業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 S S H事業を中心とした产学研連携の在り方等の研究開発
- 二 地域と協働した探究的な学習活動の実践と学習成果発表の在り方についての研究
- 三 地域社会と連携したSDGsへの貢献のための教育プログラムの開発
- 四 S S H事業評価の分析に基づく協働体制の在り方の研究
- 五 中学校や地域社会に向けた本校教育活動等の情報発信の充実
- 六 その他

### (組 織)

第4条 コンソーシアムは、意思決定の場と協働活動の場によって構成する。

- 2 意思決定の場は、学校運営協議会とし、別表1の委員により構成する。
- 3 協働活動の場は、各種事業等の実践に向け適宜協働・協議を行う。
- 4 コンソーシアムの事務局を松江南高校に置く。

### (委 員)

第5条 学校運営協議会の委員は、県教育委員会が松江南高校の意見書を受けて委嘱する。

- 2 委員の任期は1年とし、年度内で委嘱する。再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (運営マネージャー)

第6条 運営マネージャーは、県教育庁教育指導課長がコンソーシアムからの推薦を受けて委嘱する。

- 2 運営マネージャーの任期は1年とし、年度内で委嘱する。再任を妨げない。ただし、補欠の運営マネージャーの任期は前任者の残任期間とする。

### (役 員)

第7条 学校運営協議会に以下の役職を置く。

- 一 会長(コンソーシアム会長を兼務する) 1名

- 二 副会長（コンソーシアム副会長を兼務する） 1名
  - 三 委員 別表1に掲げる各構成団体から原則1名
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
  - 3 会長は会務を総理し、学校運営協議会およびコンソーシアムを代表する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

（学校運営協議会）

第8条 学校運営協議会（コンソーシアムの意思決定の場）は、会長が校長と協議の上、招集する。ただし緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 学校運営協議会は、年3回以上を目安として開催する。
- 3 学校運営協議会は、委員の半数以上の出席を必要とする。

（承認事項等）

第9条 会長は、第3条に掲げる事業等について、学校や協働活動の場からの提案等を踏まえて協議を行い、学校運営協議会において承認を得るものとする。

（その他）

第10条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は令和2年6月1日から施行する。

この規約は令和4年5月1日から施行する。

別表1 （第4条関係）

松江市
島根大学
島根県立大学
松江市内中学校
松江市商工会
地元企業
P T A関係者
矢の原会関係者
松江南高校